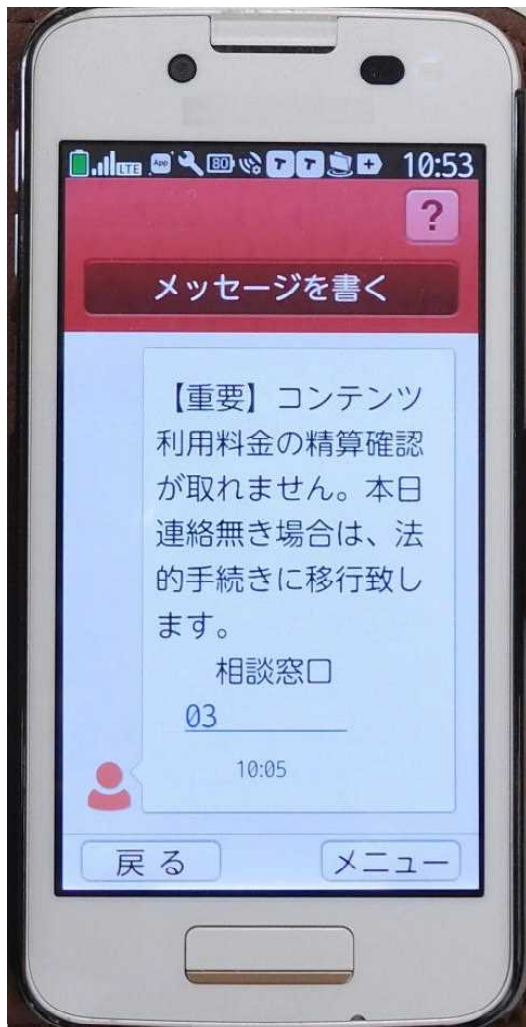


詐欺用心!

詐欺用心! 電話でお金の話は詐欺!



総合消費料金未納分訴訟最終通知書

管理番号(わ)251

この度、貴方の未納されました総合消費料金について、契約会社及び、運営会社から、訴状申し入れられたことを本状にて報告いたします。

下記に設けられた、裁判取り下げ最終期日までにご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判日程を決定する呼出状が発行され、記載期日に指定の裁判所へ出廷となります。尚、裁判を欠席されると相手方の言い分通りの判決が出され、執行官立会いのもと、あなたの給料、財産の差し押さえ等の恐れがございますので、十分ご注意ください。

民事訴訟及び、裁判取り下げ等のご相談に関しましては当センターにて承っておりますので、下記窓口へお問い合わせください。尚、個人情報保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

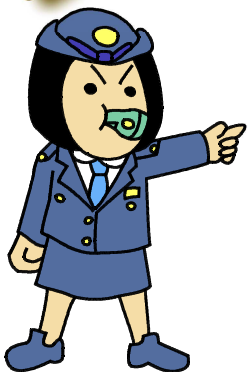
取り下げ最終期日 平成29年12月14日

民事訴訟センター

東京都千代田区籠が関 丁目 番 号
消費者相談窓口 03- -
受付時間9:00~18:00(日・祝日を除く)

こんな

メールやハガキは



詐欺

!!!

相談は秋田臨港警察署 845-0141 又は #9110へ